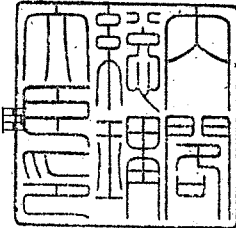


府 公 第 1 3 号

平成23年2月2日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内 閣 総 理 大 臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について」（平成17年6月30日改正各府省大臣官房長等申合せ）に基づき、貴館において保存することが適当であると認められる行政文書として別添（写）のとおり各府省等より申出がありましたので、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

1. 申出のあった行政文書について移管を受けることの適否
2. 申出のなかった行政文書のうち、貴館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該行政文書の名称（平成22年度内に保存期限が満了することとなるものに限る）

## 平成22年度移管申出

府省庁名	移管申出	
	文書数(ファイル)	広報資料(件)
内閣官房	63	2
内閣法制局	511	0
人事院	43	10
内閣府	2,689	54
公正取引委員会	74	1
警察庁	316	150
金融庁	171	1
消費者庁	24	2
総務省	215	18
法務省	293	17
財務省	2,313	35
文部科学省	325	1
厚生労働省	768	136
農林水産省	2,165	17
経済産業省	1,647	6
国土交通省	189	666
環境省	1,135	20
防衛省	1,898	80
会計検査院	35	5
	14,874	1,221